

「測量業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 14 日農村第 2119 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 <u>令和 7 年 10 月</u> 沖縄県農林水産部 目 次 第 1 条～第 11 条 [略] 第 12 条 業務実績データの作成及び登録 <u>6</u> 第 13 条～第 33 条 [略] 第 34 条 履行報告 <u>13</u> 第 35 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 <u>13</u> 第 36 条～第 37 条 [略] 第 38 条 保険加入の義務 <u>16</u> 第 39 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略] 第 1 条～第 8 条 [略] 第 9 条 提出書類 1～2 [略] 3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf」）に基づくものとする。 第 10 条 打合せ等 1～3 [略] <u>4. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u> 第 11 条～第 35 条 [略]	測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 <u>令和 6 年 10 月</u> 沖縄県農林水産部 目 次 第 1 条～第 11 条 [略] 第 12 条 業務実績データの作成及び登録 <u>5</u> 第 13 条～第 33 条 [略] 第 34 条 履行報告 <u>12</u> 第 35 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 <u>12</u> 第 36 条～第 37 条 [略] 第 38 条 保険加入の義務 <u>15</u> 第 39 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略] 第 1 条～第 8 条 [略] 第 9 条 提出書類 1～2 [略] 3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。 第 10 条 打合せ等 1～3 [略] <u>4. 新設</u> 第 11 条～第 35 条 [略]

改 正 後	現 行
第 36 条 個人情報の取扱い 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。請求することができるものとする。 2 ～ 11 [略] 第 37 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]	第 36 条 個人情報の取扱い 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。請求することができるものとする。 2 ～ 11 [略] 第 37 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]